

駅前1号線南吉モニュメント製作業務 仕様書

1 業務名

駅前1号線南吉モニュメント製作業務委託

2 業務の趣旨・目的

安城市ゆかりの童話作家新美南吉生誕100年（平成25年度）記念事業として、中心市街地拠点整備事業用地に隣接する駅前1号線沿い（別紙位置図参照）において『新美南吉の世界』を具現化するため、道路付帯地に新美南吉を紹介し、市民により一層親しまれるように、南吉モニュメント（以下、「モニュメント」という。）を製作する。

3 履行期間

契約締結日の翌日から平成25年7月19日まで

4 業務の内容

発注者が提供する図面、モニュメント構造計算書、イメージパース等の図書に基づき、新美南吉生誕100年を象徴し、長く市民に親しまれるデザインと耐久性を考慮したモニュメントの製作を行い、設置する。

(1) モニュメントのデザイン案の作成

ア デザイン案は受注者が発注者と協議の上3案（色彩、模様及び材料の違いによる。）作成すること。その後、発注者の内部協議によりデザインを最終決定するものとする。

イ 仕上材料（下地材料を含む。以下同じ。）の提案にあたっては、安全性、耐久性及び耐候性等について十分に検討した上で、次の各号を満たすものを選択すること。

（ア）木のムク材等の可燃材料ではないもの。（設置位置が都市計画法（昭和43年法律第100号）に規定する防火地域であることによる。）

（イ）『新美南吉の世界』に合致した質感、風合いを持ったもの。

（ウ）外部空間に設置するモニュメントとしての機能を損なわないもの。

（エ）生産時に品質が確保されていることが書面等で確認できるもの。

- (オ) 発注者が提供する構造計算書の内容に沿ったもの。ただし、受注者が自ら構造計算を行った上で提案する場合はこの限りではない。
- ウ 構造部材は発注者が提供する図面によるものとする。ただし、受注者が自ら構造計算を行った上で提案する場合はこの限りではない。また、仕上材料の取り付けに必要となる胴縁等の位置は、仕上材料の納まりを考慮し、発注者と受注者との協議により決定するものとする。
- エ 間口、奥行き、高さ及び位置は、発注者が提供する図面によるものとする。ただし、仕上材料の納まりにより各部寸法に修正を加える場合は、発注者と受注者との協議により決定するものとする。
- オ 上記アからエの業務は、建築士法（昭和25年法律第202号）に規定する一級建築士の関与により行うものとする。

(2) モニュメントの製作及び設置

- ア モニュメント内に設置するフォトエッチングの図案は発注者が提供する。
- イ 鉄骨製作工場は、株式会社鉄骨評価機構の審査及び評価により、国土交通大臣から認定を受けた工場又は同等以上の能力とする（グレードは問わない。）。
- ウ モニュメント設置にあたっては、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」及び「建築工事監理指針」を準拠すること。また、先行する道路建設工事等との工程調整を行った上で実施すること。
- エ モニュメントの除幕式（平成25年7月末）までの間、フォトエッチング等の展示内容が見えない様にモニュメントの窓部に覆いを設けること。

5 提出書類

- (1) 受注者は、契約締結後速やかに次の各号に掲げる書類を提出すること。
- ア 業務実施報告書
- イ 着手届
- ウ 工程表
- エ 管理技術者届（経歴書添付）
- オ その他発注者が必要と認める書類
- (2) 提出先は安城市都市整備部南明治整備課とする。

6 受注者の義務

受注者は、業務の目的及び内容を十分理解し、適正な人員と体制を整え最高の技術をもって業務を履行しなければならない。

7 打ち合わせ等

受注者は、計画内容及び意図を十分確認し、適正な業務の遂行を図るため、手戻りのないよう留意し、業務の主要な区切りにおいて協議、打合せを行い、その打合せ協議簿を3日以内に発注者に提出して相互に確認するものとする。

8 資料の貸与及び返却

発注者は、業務に必要と認められる関係資料及び関係図面を受注者に貸与するものとするが、受注者は、本業務完了後それらを直ちに返却しなければならない。

9 成果の提出

(1) 受注者は、業務完了にあたり、次の各号に掲げる図書を提出すること。

ア 完了届

イ 業務報告書（完成図含む） 1部

ウ 業務に要した資料 1部

エ イ及びウの電子データ 1式

オ モニュメント製作及び設置時の状況写真帳 1部

（撮影及び編集方法は、国土交通省大臣官房官庁営繕部「営繕工事写真撮影要領」に準拠すること）

カ その他発注者が必要と認める図書

(2) 提出先は安城市都市整備部南明治整備課とする。

10 著作権

本業務の実施に伴う成果物の著作権（著作権第21条～第28条に規定する権限をいう）については、モニュメント製作者においては著作物（モニュメント）の納品を持ってすべて安城市に譲渡することとし、その旨、業務報告書に明記せねばならない。

1 1 その他

- (1) 受注者は、業務の遂行にあたり、関連する法令等を遵守すること。
- (2) 受注者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- (3) 受注者は、重要と認める事項については、発注者と事前に文書で協議し、承認を得なければならない。
- (4) 本仕様書に定めのない事項および疑義を生じた事項については、発注者と受注者で協議の上決定する。

以上